

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
飯舘村	大倉	令和3年3月2日	令和3年3月2日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	38.0 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	27.6 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	0.0 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.0 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	16.9 ha
(備考)	
・仮置場 6.0haを含まない耕地面積	
・農業基盤整備促進事業を活用し、暗渠整備・客土・水路整備等の基盤整備を行う。	

2 対象地区の課題

- ・地区内の農地面積が少なく、山間部にあるため比較的小面積の農用地が多い。
- ・地区内の農地がダム周辺と山間部に点在しているため活用が難しい。
- ・村内でも比較的に帰還者が多いが、地区内で営農を再開する意向の農家が少ない。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・地区内農地のおおよそを土地利用型の中心経営体へ集積する。
- ・次世代人材投資事業等の活用により新規就農者や認定新規就農者等の受入れを促進していき、土地利用型経営体の集積できなかった農地の集積を図る。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	畜産(牧草)	3.1 ha	畜産(牧草)	20.0 ha	大倉
計	1人		3.1 ha		20.0 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

○農地中間管理機構の活用方針

将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、原則として、農地を農地中間管理機構に貸し付けていく。中心経営体が止むを得ない事情等で営農継続が困難となった場合には、新たな受け手への付け替えを進めるなど、機構を通じて中心経営体への貸し付けを進めていく。

○基盤整備への取組方針

土地利用型中心経営体への農地の貸付等を促進するため、農業基盤整備促進事業による暗渠設置、畦畔除去等に取り組む。

○鳥獣被害防止対策の取組方針

作付ほ場の鳥獣被害防止に向け、福島県営農再開支援事業等を活用し、ほ場周囲への電気牧柵設置を進めていく。

また、被害対策実施隊による村内パトロール巡回や、有害鳥獣(イノシシ等)の捕獲・駆除に引き続き取り組む。